

開 発 審 査 会 基 準 第 9 号

地域振興のための工場等

地域振興を図る必要があるものとして市長が指定した地域における自己の業務用の工場等のための開発行為又は建築行為で、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

- 1 当該工場等は、技術先端型業種の工場又は研究所とする。
- 2 申請地の規模はその事業計画に照らし適正なものであり、5ヘクタール未満であること。
- 3 周辺の土地利用上支障がなく、周辺の環境条件に悪影響を及ぼさないものであること。
- 4 開発又は建築を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

付 記

本基準に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が3,000平方メートル以下のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。

市長は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。

(注)「地域振興のための工場等の立地について市長が指定する区域」・・・38頁参照

附 則

この基準は、平成14年 4月 9日から施行する。

附 則

この基準は、令和 6年 4月 1日から施行する。

開発又は建築許可チェック票

地域振興のための工場等＜一宮市開発審査会基準第9号＞

確認	確認事項	確認書類
1	工場等は、自己の業務用の技術先端型業種の工場又は研究所とする。 当該工場等は判定会により、『技術先端型業種』に該当するものとして回答が得られたものであること。 ＊事前に企業立地推進課にて『技術先端業種』に該当する見込みがあるか必要書類を揃えて協議を行うこと。 (製造・加工に使用する機械が先進性を帯びたものは該当しない。) 企業 → 建築指導課 → 産業振興課 → 判定会 (窓口) (判定会事務局)	製造工程（原材料若しくは部品から製品までのフローを示し、自社がその工程のどの部分を分担しているか）、先端業種の判断用の資料、会社パンフレット、製造カタログ、写真等 判定会の回答書（写し）
2	工場または研究所に併設される管理施設（事務所等）は、必要最小限のものとすること。	平面図
3	申請地の規模はその事業計画に照らし適正なものであり、5ヘクタール未満であること。	土地登記簿謄本、公図の写し、土地利用計画図（敷地現況図）
4	周辺の土地利用上支障がなく、周辺の環境条件に悪影響を及ぼさないものであること。（例として、機械の位置・原動機の出力、外壁・サッシの構造等について図面に表示し、透過損失・減衰率の計算） ＊市の公害部局と事前に相談すること。 ＊延床面積が、1,000㎡を超えるものは、「一宮市住宅事業等に関する指導要綱」にかかるかどうか建築安全推進Gへ相談。	平面図、立面図、誓約書
5	他法令による許認可が必要な場合、その許認可が受けられるものであること。（河川法許可、特定都市河川浸水被害対策法、都計法53条許可、水路占用許可、国道等施工承認等）	許可書等
6	申請敷地面積が、3,000㎡を超えるものは開発審査会にかかる。	

＊詳細については、窓口でご相談下さい。

（一宮市建築部建築指導課 開発審査グループ TEL0586-28-8646）

更新日 R06.07.01

(資料3)

地域振興のための工場等の立地について市長が指定する地域

(平成14年4月9日指定)

(平成19年11月30日一部改正)

都市計画法(昭和43年6月15日法律第100号)第34条第14号及び都市計画法施行令(昭和44年6月13日政令第158号)第36条第1項第3号ホの規定の運用に関して、工場等の立地を行うことにより地域振興を図る必要がある区域を下記のとおり指定する。

記

一宮市の市街化調整区域全域とする。ただし、農用地区域、史跡・名勝・天然記念物、文化財包蔵地等積極的に保存すべき区域等を除く。ただし、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。